

園芸用ビニールハウスの整備支援について

1. 目的

持続的発展を目指す担い手農家、産直や学校給食へ野菜を出荷する意向をもつ兼業農家や小規模農家が行う園芸用ビニールハウスの整備への支援を行いたい。

この支援によって、産直市場での野菜の出荷ピークの分散化、冬場から春にかけての野菜出荷の確保を図り、農家所得の向上を図ると共に、市内産直売上額の増加を目指す。

2. 対象

市内に住所を有し、園芸作物の栽培・出荷を行う農家

3. 補助（助成）要件及び補助率

	(1) 農業ハウス整備及びリース事業	(2) 小規模ハウス新設補助金
補助（助成）内容	担い手が行うハウス整備費の一部を助成する	市場、産直又は学校給食へ野菜等を出荷する農家（担い手を除く）が整備するハウスの整備費の一部を助成する
補助対象経費	農業用ハウス（育苗ハウスを除く）の整備に係る経費	小規模農業用ハウスの整備に係る経費
事業実施主体	認定農業者、新規就農者 集落営農法人及び広域連携組織	市内に住所を有し、園芸作物の栽培・出荷を行う兼業・小規模農家
補助率	2/3（県 1/3、市 1/3）	1/2（市単）
補助金の上限	無し	300 千円
実績確認	・ 県の要綱に基づき実績報告を提出	・ 導入翌年度から 3 か年の出荷実績を提出

4. 事業予定期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

5. 概算事業費

6,000 千円（3 年間）

農業用ハウス整備及びリース事業 3 棟

小規模ハウス新設補助金 9 棟